

令和5年11月15日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局  
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和5年11月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ブルームーンマリーン
(3) 処分等の種類	輸送安全確保命令
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和5年4月4日に株式会社ブルームーンマリーンが運航する「Celebrity Cruise II」の左舷後方部が晴海ふ頭岸壁に接触する海難事故が発生したため、同年4月20日及び7月11日に当局が海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、運航管理者及び船長が出航前に、乗船した旅客数の把握をしていなかったこと等が確認された。</p>
(5) 処分等の内容	<p>下記①～⑩の事項について、文書にて報告するよう命令した。</p> <p>① 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第46条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>② 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</p> <p>③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先</p>

の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図るとともに、船内作業員を指揮監督すること。

⑤ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第5条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること

⑥ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び作業基準第4条に基づき、出航前に、乗船した旅客数の把握を確実に行うこと。

⑦ 安全統括管理者は、安全管理規程第35条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。

⑧ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第46条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規定、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第48条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

⑨ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第48条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

⑩ 船長は、運航基準第11条に基づき、入港連絡等を確実に実施すること。

令和5年11月15日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 処分等年月日	令和5年11月15日
(2) 事業者名	株式会社ブルームーンマリーン
(3) 本社住所	神奈川県横浜市
(4) 根拠法令	海上運送法
(5) 処分等の種類	行政指導
(6) 処分等の期間	
(7) 違反行為の概要	<p>令和5年4月4日東京港において発生した晴海ふ頭岸壁接触事故を端緒に、令和5年9月26日に立入検査をした結果、下記の海上運送法違反が判明した。</p> <p>・認可を受けずに事業計画(航路)を変更していた。 (海上運送法第23条において準用する同法第11条第1項)</p> <p>令和5年11月15日、関東運輸局は当該事業者に対し、上記違反事項について文書による戒告を行った。</p>